

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で困窮している子育て世帯で、対象となられる世帯には「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）」を支給します。

支給対象者・支給要件

- ① 平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた児童を養育する方のうち、令和3年度の住民税が非課税の方
- ② 令和3年5月分以降の児童手当を新たに武雄市から受けている方のうち、令和3年度の住民税が非課税の方
- ③ 上記①及び令和3年4月分以降の児童手当の対象児童があり、令和3年度の住民税は課税されているが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の収入が減少し、年間収入見込額が住民税非課税相当となる方

該当される方は申請が必要です！

申請方法

申請書等を福祉課まで提出してください。(窓口・郵送受付)

※申請書等は福祉課にて準備しております。
たけおポータルからもダウンロードできます。



たけおポータル▶

支給額

対象児童1人につき5万円

申請期限

令和4年2月28日(月)まで

詳しくは

福祉課
家庭支援係
☎0954-23-9216

※「住民税非課税」として給付金を受け取り後に確定申告(修正申告)等を行い、課税になった方につきましては、給付金を返還していただきます。
※対象者③の方は、申請者および配偶者等(婚姻によらない配偶者含む)の収入金額の分かるものの提出が必要です。
※障がい児の場合は、平成13年4月2日～平成15年4月1日生まれも対象となります。
※令和3年4月1日～令和4年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
※すでにひとり親世帯分の給付金を受給された方は対象外となります。
※ひとり親世帯であっても、児童扶養手当の対象とならず、ひとり親世帯給付金を受け取っていない方については、収入の状況等により本給付金の対象となる場合がありますので、福祉課までご連絡ください。

有料広告

<p>厚生労働省高齢者就業支援事業 令和3年度高齢者活躍人材確保育成事業</p> <p>高齢者応援 活躍セミナー</p> <p>受講料 無料</p>	<p>講演 高齢年金制度のしくみと今後の動向</p> <p>・シルバー人材センターの紹介、入会説明会</p>	<p>定員 50名</p>
	<p>対象者 定住県内在住の60歳以上で、受講後シルバー人材センターに入会を希望する方 当日のセミナーにおいて開催予定の「シルバー人材センターの紹介・入会説明会」に参加できる方</p>	
<p>会場：武雄市文化会館（武雄市武雄町大字武雄5538番地1） 実施時期：令和3年11月11日（木）13：30～16：00 （セミナー内容・日程、会場は変更になる場合があります。）</p>		
<p>申込み お問合せ先 公益社団法人 佐賀県シルバー人材センター連合会 TEL 0952-20-2011 FAX 0952-20-2015 または、お近くのシルバー人材センターへ（平日9：00～17：00）</p>		